

平成27年第4回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年12月 1日
本日の会議 平成27年12月 4日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
係 長 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	総 務 部 長	荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長	松尾 義行 君	建 設 部 長	森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長	松浦 篤美 君	教 育 次 長	帯田 由寿 君
水 道 局 長	古賀 洋 君	会 計 管 理 者	和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事	田平 俊則 君	企 画 振 興 部 理 事	大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事	近藤 徳雄 君	水 道 局 理 事	道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長	山本 昭彦 君	総 務 課 長	谷本 圭介 君
財 務 課 長	田中 一之 君	管 財 課 長	迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長	帯田 俊文 君	企 画 課 長	久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長	谷本 清 君	都 市 整 備 課 長	松邨 清茂 君
管 理 課 長	濱 伸二 君	農 林 水 産 課 長	中嶋 敏純 君
福 祉 課 長	村田ゆかり 君	健 康 保 険 課 長	森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長	富永 正彦 君	環 境 対 策 課 長	木島 英利 君
住 民 課 長	西平 隆邦 君	教 育 総 務 課 長	谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長	栗山 浩二 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	山口 正 君
水 道 課 長	吉田 邦彦 君	下 水 道 課 長	道端 和彦 君
会 計 課 長	山口 利弘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君
監 査 事 務 局 長	森 省二 君		

会議録署名議員

8番 分部 和弘 議員

9番 西岡 克之 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時36分

平成27年第4回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

平成27年12月 4日（金）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	63	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	※総文
2	64	長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	※総文
3	65	長与町教育振興基金条例	※総文
4	66	長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例	※総文
5	67	長与町部設置条例等の一部を改正する条例	※総文
6	68	長与町税条例等の一部を改正する条例	※総文
7	69	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
8	70	長与町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結について	
9	71	平成27年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総文
10	72	平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	※産厚
11	73	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産厚
12	74	平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
13	発委5	長与町議会基本条例の一部を改正する条例	
14	発委6	長与町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	
15	—	選挙管理委員及び補充員の選挙	

※付託された委員会

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。まず、日程第1、議案第63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。河野議員。

○14番（河野龍二議員）

条例制定の提案がなされてるわけですが、条例の文言を見るだけでは、この条例が何を意味するのかというのが、十分理解できてないんですが、私なりに解釈してお尋ねしますが、この個人番号、マイナンバー制度の活用の中で、後半にあります、保育所等の入園、または就学援助の申請、等々に基づいて、こうした、当然これらは、その世帯の収入、所得が関係してくる部分があると思うんですが、個人番号を活用して、こうした方々の所得を確認するために使うと言いますか、そういう制度の条例制定なのか、お伺いしたいというふうに思います。それとも一つ、マイナンバーについては、先日の一般質問でもありましたけども、非常に不安を持ってる方がたくさんいらっしゃるということで、もし仮に私が今そういうのに活用するのかというように形で質問させていただきましたが、そういうふうに活用する場合に、この個人番号が申請されない、こうした手続ができないものなのかどうか、その辺2点お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

はい、お答えいたします。まず保育料関係の件でございますけれども、利活用するためには、法律で限定されてること以外に、活用するためには、各自治体におきましては、個人番号の利用と特定個人情報の提供における条例を制定をしなければならないという決まり事がございますので今回、上程をさせていただいております。保育料に関しましては、現在のところ、例えば、町長部局の税務課の方にですね、税情報を確認するという場合には、町長部局と教育委員会の二つの独立した機関にまたがることとなりますので、照会をかけ、それに対して提供するということの必要性のために、今回条例を上げさせていただく形をとっております。それと、マイナンバーの申請がどこまで必要なのかということでございますけれども、これは、今のところは税関係、福祉関係それと災害関係等ということで三つに限定されておりますけれども、次々にですね、将来的なことで、いろいろなことで活用したいということで国の方針が出ておりますので、それに沿った形で、申請が必要になるかと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

これまでも、保育所に入所する、就学援助を申請する場合には、世帯、保護者の所得、収入を提出して多分受けられてたというふうに思うんですね。今回こうした形の中で、条例が出されると、本人からの提出をまずはしなくてよくなるのか、そういう所得の関係がですね、そこ1点お伺いしたいのと、いや、それは今までも同じように提出をしなければならないと、改めて町が、その方の所得が、申請された中身が、どうなのかというのを確認するためにこのマイナンバーのこの条例を活用して、個人の所得、収入を確認するためにこの情報を提供するというふうな形でとらえていいのでしょうか。分かりますかね、私が質問していること。ちょっと再度お願いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

青田教育総務課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

就学援助、あと、就園奨励補助金につきましては、所得額に応じての基準というのがありまして、そういったときに所得証明等を添付していただいております。しかし、こちらのマイナンバーを使うことによって、添付が必要なくなるということになります。以上です。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

先ほど保育所の入所の時ということで、御質問があったんですけども、保育所の入室の関係はもともとマイナンバーの方で活用できるものっていうことに定めてありますので、今回、上程をしてる分では、改めて上げる必要のない項目になっております。今上がってる分の保育料等の減免を行うということで書いてありますけどこれは、私立幼稚園の方の保育料の関係になっております、

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

最後ですけども、それで一度確認させていただきます。申請時に、申請する保護者が、保護者になるんですかね、それぞれ個人番号があって、この個人番号、対象になる児童の番号になるんですかね、申請する保護者の番号になるんですかね、そこがもう一つ、これはやはり先ほど言いましたように、この番号がない記載されてないと、その提出した書類が無効になるものなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

青田教育総務課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

個人番号の記載については、今の所、家族、世帯の方の収入を対象としてますので、そちらの番号を記載していただくということと、もう1点は、番号を記載されなかった

方につきましては、その所得証明等の、書類の添付が必要となってくるかと思えます。
以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第63号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第63号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第64号長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました、議案第64号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第65号、長与町教育振興基金条例の質疑を行います。質疑はありませんか。河野議員。

○14番（河野龍二議員）

質疑をさせていただきます。先日から一般質問でも基金のことが少し、言われてましたけども改めて確認させていただきます。今回、四つの、教育委員会にかかわる基金の条例を一本化するというこの統合する目的が、昨日の一般質問から考えますと図書館建設のために、この基金を一本化するというふうに、とらえてよろしいのか、それと、そうであるならば、その図書館建設のために、基金をどれだけ積み上げて、どれだけ持ち出そうとしてるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今回の、基金の統合でございますが、図書館の建設のみに特化したものではございません。各、教育委員会内ですね、スポーツに関してもそうでございますが、全般的に利用するための基金統合でございます。以上でございます。失礼いたしました、基金の

積立額でございますが、4基金を合わせ致しますと、6億3,674万5,817円になっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

あの、最大の目的は図書館建設のためだというふうにとらえてよろしいんですね、いろいろ書いてありますけど、条例の中には、今後の長与町の教育、文化、スポーツの振興を図ると書いてありますけども、1番の大きな目的が、図書館建設のためだというふうに考えていいんでしょう、これは。それと、先ほど基金の総額が出ましたけども、後半に、ちょっと関係しますが、6億の基金がこれ一本化することでできますと、しかしうち4億が、用地購入に回ると、ということですよね。じゃあ、これ以後、この基金条例の中から図書館建設には費用を出さないというふうな形でとらえていいものなのか、そこまでお伺いしたいのと、もう一つ、3回しか質問できないんでお伺いしたいのが、先日の一般質問の中からも、長与小の図書館など昭和46年に建設されたと、非常に老朽化が進んでるということで、そういうふうな話がされてますけども、6億、1本化すれば6億になりますが、4億出して2億ですよ、実際の基金の残高というのが、それで、今後の長与町の義務教育施設の、改修が、まずは、できるものなのか、安定した基金と言われるものなのかどうなのか、緊急的な対応を、しなければならない場合に、本来ならばどれくらいの基金が必要と思っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

先ほど申し上げましたように、今回の基金の統合は図書館の建設のみの統合ではございません。今回4億という基金を土地開発基金の方へ、移行するわけですけども、それだけが目的ではございません。ほかにも、文化ホールの改修とか、スポーツ施設の改修とかにもですね、利用できるように考えております。また、義務教育施設に関しましては、今後も振興計画にのっとりましてですね、随時整備をしてまいりますけども、まず、こういう事業をする場合に基金だけに頼るのではなく、まずは補助金の獲得を目指します。その後に、起債をお借りして事業を勧めるわけでございますが、その際にも一般財源が不足するようであれば、そのときに基金を取り崩してそれに充てるという形になろうかと思っております。だから基金だけで全事業を賄うという形の考えではございません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

これはもう委員会付託が予定されてますんで、その中で十分聞いて頂きたいと思いま

すが、私は今回のこの一本化することで、幅広く使えますよというふうな確かに、そういう利点はあるかというふうに思いますけども、最大の要因は図書館建設のために、厳しい財政状況の中から財政を捻出したというふうなところにしかとらえられてないので、非常にこの、こういうやり方が本当に正しいのかというところは疑問を持たざるを得ません。図書館を建設してほしいと思ってる方も、特に義務教育施設の整備資金なんて、先日から、教育立町なんだと、未来への投資なんだと、子供たちのためにと、いうふうな話をされてました。その未来への投資ができるですね、その財源を、いわば削って、果たして本当にそういう、大きな声でね、それが言えるのか、というところは疑問を持たざるを得ません。それで、最後になりますけども、そういう中で、今回のこの、申し訳ないです、ちょっと、改めて質問させていただきますが、例えばこの文化、スポーツ面でもですね、非常に、そういう形で取り組んでる方々からお話を聞く場合があるんですけど、例えば、スポーツ大会なんかで、全国大会に出場したりするときに、一定の、長与町から補助が出ますよね。しかしこれが、隣町を比較してみますと、非常に貧相だと。時津なんかは非常に、一定額をですね、出してる状況があるということをお聞きしております。そしてまた文化面でも時津町なんかは、文化の全国大会なんかにも参加する場合にも、そういう、一定そのかかる費用に対して、お金を出すというところがあるわけですよね。そういうのがやはり、今から求められてきてるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今回のこうした基金をそういうものに活用ができるものなのかどうなのかですね、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

スポーツ等の大会等に出場する場合の大会出場補助金でございますが、うちの方といたしましては、小学生が全国大会に行く場合1万円、九州大会だと7,000円、一般の方が出場される場合は5,000円という形でですね、支給をさせていただいておりますが、この支給に関しましては、1年のうちに何回行かれましても、支給をするという形ですね、対応させていただいております。時津町さんの方が、文化面とか、スポーツ面でかなり大きな金額を出されていることで、お聞きしておりますが、補助金制度自体が若干違ってまして、スポーツ大会に出るからということですね、毎回、その申請ができるなものではないというふうにお聞きをしております。それと、補助金に、基金を充てることはできないかということでございますが、それは十分ですね、検討していきたいと思っておりますけども、充てることが可能だというふうと考えております。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第65号は、会議規

則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号は、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありますか。河野議員。

○14番(河野龍二議員)

ここでも質疑をさせていただきます。この間、図書館建設では、用地も含めて補助金を活用したいというふうな話がずっとされてきましたよね。今回基金を増額して、用地購入費に充てるということですが、この場合、その補助金を使う考えがあるのか。また、用地を先行取得した後に、建設にあたって用地分の補助金が交付されるのか。そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(内村博法議員)

鈴木副町長。

○副町長(鈴木典秀君)

以前もいろいろお答えしたと思いますけども、補助金が活用できるということで、土地開発基金での購入であれば、結局、実際買う時には、一般財源の方で予算化して、基金から買い戻す必要がございます。そういうことで、この土地開発基金であれば、今研究している補助金の対象になるということで、今回基金で、というふうなことで考えております。

○議長(内村博法議員)

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

先日それは総務委員会でもちょっと出た補助金の名称ですかね、正式の名称、ちょっと教えていただければと思います。

○議長(内村博法議員)

松邨都市整備課長。

○都市整備課長(松邨清茂君)

先ほどの補助の名称なんですけれども、申請するには2つの段階がございます、1番最初の方は、地方立地支援っていう、立地適正化法というのがございまして、これで申請をいたします。それと、構築戦略事業という、国土交通省の所管の補助名がございます。とりあえず今はその、再構築戦略事業という形の名称の分で、申請をできたらいいなというのは考えているところでございます。

○議長(内村博法議員)

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第66号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第66号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号は、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。西岡議員。

○9番(西岡克之議員)

建設産業部の5のところのクの商工業及び観光に関するところが、たしかこれが地域からこちらのほうに移ってるんだろうと思いますけども、その部分で、何故こちらの方に移すのかなということ。と、それはもう一つ、これは移すことによって課なのか、係なのかということ、何を想定されてるのか。増員は何人ぐらいなのかということをお尋ねいたします。

○議長(内村博法議員)

荒木総務部長。

○総務部長(荒木重臣君)

現在、建設部をですね、建設産業部と変えて、その中にあります建設部の中、現在あります農林水産課を産業振興課に変更して、産業を一つにまとめよう、産業部門を一つにまとめようと思っております。以上です。

○議長(内村博法議員)

荒木総務部長。

○総務部長(荒木重臣君)

人員の関係はですね、まだ現在調整中ですので、この場でちょっと申し上げることができません。すいません。

○議長(内村博法議員)

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第67号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第67号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第67号は、12月11日までに審査を終了する

よう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第68号、長与町税条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議案となっております議案第68号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第68号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第68号は、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第69号、長与町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第69号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第69号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第69号は、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第70号、長与町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。金子議員。

○7番(金子恵議員)

前回のですね、補正予算の審査のときに、親機の新設が14カ所、そして遠隔制御装置は既存分を利用するという説明を受けました。このアナログ仕様がですね、そのデジタルに対応できるのかというところ。そしてその不具合はないのか、そこまでをちゃんと確認した上での契約の締結なのかというところを、お聞きします。

○議長(内村博法議員)

谷本総務課長。

○総務課長(谷本圭介君)

遠隔制御装置、これはですね、アナログとデジタルの兼用機っていうことで、過年度において購入をいたしております。デジタル化に向けまして、平行して、実際にアナログ放送やりながらデジタルの整備が必要となりますので、どちらも使えるっていう機器を過去の担当の方で選択をして設置をしていただいております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それではそのアナログもデジタルもどちらも対応ということですが、この部分の機器については、これから数年間まだ利用できる、もしくは全てを新しくした場合のですね、コスト増という部分ではいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今のところですね、数年間はきちんと活用できるっていうことで、今回の工事に関しましてですね、それを流用っていう形での仕様書を謳っております。ただ、業者さんによってですね、工事の費用の範囲内で、ある程度改善等の必要があるっていう申し出があった場合はですね、それについてはその時点でいろいろな、情報を集めまして検討はするかと思いますが、現時点ではそのまま使用されるものとして認識をいたしております。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

添付書類、参考資料ですかね。そういうものを見ながら、質問していきますけども、まず、撤去というこの参考によりますと、撤去、新設とかいろいろありますけども。その撤去をする、理由ですね。またした後、その一帯の地域ですね、影響がどうあるのか。あるいはその地域の人たちにね、この撤去するっていうことをお知らせしておるのか、そういう点が、何故ですね、だから撤去しなきゃならないのか。そういう点が5カ所ありますので、その後影響がないのかですね、住民の方々によく説明をしておるのか、撤去する理由をですね。それとニュータウンのところですけども、撤去して新設が、ナンバー4ですかね、を撤去してナンバー5で新設しますけども、その場所がどういうところで、どの分を撤去して、新設がどこなるのかですね。それと、移設というのがありますけども、これがどこからどこに移設するのか、ですね、その点と、それと工事期間がなってますけども、29年1月までですか。そうしたときに、これが、その工事の仕方として、一辺にこう、業者1社ですけども班を組んで、工事班ですね、そういう組んで、どういう形で、同時にやっていくのか、それとも地域別に、本川内の方から入ってくるとか、あるいは岡の方から入ってくるとか。何かそういう形でやってくるのか、ちょっとその点と。もう1つ、3点目が、最近よく変な音で言葉があつてんのか、あつてないのか。緊急時の時になかなか分からない音声で、言葉なのか、音なのか、ちょっとそういうのが何回かあつておるわけですけども。そういう点がどういう今後なっていくのか、ちょっとその3点ですね。宜しく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

まず、撤去関係でございますけれども、ちょっと見辛い、これは資料で誠に申し訳ないですけれども、カラー刷りの地図があるかと思いますが、これは事前にですね、現在の状況でアナログなんですけれども、どのように、地域の方に聞こえていらっしゃるかっていうのを調査をいたしまして、それを基に、今度の工事では、こういったエリアに子局等設置した場合に、この範囲できちんと聞こえるでしょうということを調査してプロットしていただいた図でございます。中に番号がふってございますけれども、今回は触る箇所といたしましては、全部で70カ所になっております。その中で、撤去が5カ所ということで、これは音声例えば今の状態では聞こえにくいとかあるいは5局の柱ですね。それ自体がもうだいぶ老朽化してるということも含めまして、撤去するのが5カ所ってということになりまして、当然その代替りのものが新設するという形でありますので、それを新しく設置をさせていただくということにしております。今からの契約になりますので、地元の方にはですね、業者さんとの工程会議も含めた後でですね、きちんと御説明にあがりたいと考えております。それと、移設の場所ですけれども、具体的にはですね、これもまた工程会議等含めまして、きちんとした場所を設置したいとこで。これはあくまでも今ありますのは、机上での仮の場所でございますので、現地を再度きちんと踏査した上でですね、施工業者さんとも協議をしながら、正確な位置を決めてまいりたいと思っております。それと、音声ですけれども、今回デジタル化に変わるといふことで、今のアナログよりかはですね、クリアな音で住民の方にお聞きいただけるものと思っております。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

失礼いたしました。工事をどのようなやり方でやるか、班をいくつか編成して、同時にやっていくかということも工事業者と正式契約をいたしました後にですね、管理も含めまして、工程会議を開いた上で決めていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

撤去する時に、地元の人たちに、その場所は説明したということ聞いたわけですが、でも今、言いましたですね。したとな。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

申し訳ございません。撤去する前にですね、地元の方、あるいは自治会長さんを含めまして、きちんとしたご説明に何う予定にいたしております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今からやると。今からやるとということね。そういったときに、この表と地図と見た場合に、一つのこの地域名が皿山とか道の尾とかニュータウン、とかサニータウン、4とか5ありますね。5カ所撤去がですね。5カ所ありますね、撤去の場所がね。それが撤去した時に、その地域の人たちにね、撤去しても、それ新設が今度はないわけですね。ニュータウンの4は、撤去するけども、ニュータウンナンバー5で、新設なってるから、ひょっとしたらいいかわからんけども、他の4カ所はですね、撤去のそのまま、皿山のところにどこかにまたちょっとつくとか。あるいは道の尾の方のナンバー3については、どこかにつくとか、そういう形やないですね、あとの4カ所はですね。だから、それで、よく住民の人たちにそれがね、またその、いろんな、放送がね、届くのかっていうのをちょっと聞いとるわけですけども。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

撤去をさせていただく場所はですね、新設のものを先に建築をいたしまして、それからの撤去つということ、支障がないように考えております。それと、撤去と新設の他にもですね、あと増設というのも幾つかございますので、今まで以上にですね、きちんと広いエリアで皆さんに情報が伝わることを努めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ちょっと確認させていただきたいと思っておりますけども、参考図で、地図が出てる部分ですね。これは、現在、放送が届いてると、いうふうな形のマーカがついてるという形で捉えていいのか、それと、その2枚目のずっと70個のスピーカーといいますか、子局ですね。拡声子局。これと、この番号と地図上の番号は連動してないんですよ、・・・ちょっとそこらへんをお伺いしたいと。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

カラー刷りの図面ですけれども、これはデジタル化をした場合にですね、きちんとどのエリアが入るかっていうのを調査した結果をプロットさせていただいておりまして、ふっている番号がですね、1番北側にナンバー1というのがございます。最終が、ニュ

ータウンのところの70番だと思いますが。これはですね、撤去するもの、あるいは新設するもの、移設するもの、それから現在の場所で機械自体を更新するもの、全てを延べの番号で順番で通しておりますので、2つ目の資料のこの表になっておりますけれども、1番左はナンバーということで、ただのカウントでございまして、2列目の整理番号というのがそれぞれの場所の番号になっております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい、了解しました。そこです、この地図上を見ると、38ですね、地図上の38、まなび野2丁目。ここがこの、空白になってますよね、カラーがついてないですね。これ届かない、いう形になるんじゃないですか。お伺いします。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

まなび野の地区でございましてけれども、こちらは地元の方の御要望がありまして、現在も子局というのは設置をされておられません。今回のデジタル化におきましても、同様のことで、今回の範囲の中には含まれておりません。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

この入札方法、指名入札なのか随契になる契約なのか、それとも見積もりの契約なのかですね。もし、その指名入札であれば、業者名、それから予定価格をお知らせいただきます。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

これは指名競争入札を実施をしていただきました。勿論指名に関しましてはですね、指名審議委員会の方で審議をされて決定をしていただきました。ただ、所管課といたしましては、業者さんの案ということで、提出をさせていただきました。その時にその案をつくる際にですね、条件といたしましては、例えば県内に本店もしくは支店がある業者さん、それと、管財課の方に指名願が出ておりますので、その中身をですね、チェックいたしまして、過去に防災行政無線のデジタル化に関する工事の経験があるかどうかというのもチェックの項目に入れておきました。それと、金額が高額の工事になりますので、業者さん自体がですね、特定建設業の資格をお持ちかどうか。さらには1番大事なんですけれども、管理監督をされる方の資格としまして、一級電気工事施工管理技士という資格が必要になりますので、そういった資格をお持ちの社員の方がいらっしゃる

会社を選びまして、指名審議委員会の方に案として提出させていただきました。失礼しました。全部で7社でございます。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

お答えします。予定価格は4億2,720万8,000円でございます。落札が4億1,500万。落札、これは全部税抜きで金額でございます。落札額4億1,500万。最低制限価格3,873万1,700円でございます。3億8,731万7,000円、税抜きでございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

なぜ聞いたかと言いますとね、この間議会報告会でね、ある住民の方から、前回いつでしたか5回ほどね、続けて最低ラインの数字が出てたということがね、あったもんですからね、改めて、参考までにお聞きしました。この7社の名前は出せますか。指名業者の7社の名前が分かったらご報告ください。

○議長（内村博法議員）

迎管財課長。

○管財課長（迎英樹君）

この7社の業者名につきましては、議会のご承認後、公表する予定でございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

すいません、先ほどのデジタル化整備工事の図のところの、先ほど御質問があった、38のまなび野地区なんですけれども、先日ホットミーティングの時にも御質問があったかと思いますが、もともとは子局がないんですけれども、最近聞こえづらいとかいうことで、増やしてほしいと思われる住民と要らないよと言われるところもあるんですけれども、長与町としてですよ、そこだけないということ自体に、町としての、何か考えというものはございませんか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

先日のホットミーティングの時もですね、お答えいたしましたように、今現在は3カ所でカバーはしてるんですね。どうしても聞こえづらいことがやっばあると思うんですが、うちの方でもそこに1本ないし2本、そういう子局を準備したいとは思っているんですけど、そこで、自治会の皆さんのやっばり了解が必要になりますので、自治会の方

で決めていただけたら、うちの方では、それに対応していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

自治会でもなかなか難しい問題であります。その中でやはり、町の方からも働きかけ、自治会でも働きかけっていう形で進めていく必要があるのではないかと。やはり一般質問にもありましたように、災害も増えておりますし、防災は進めていくべきだと思うんですね。そのあたりを再度お伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

確かに、防災行政無線ですので、防災、大事なことです。自治会の意見がまとまれば、うちの方からでも説明にはお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第70号の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。次に賛成討論ありません。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第70号、長与町防災行政無線、同報系、デジタル化整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算の質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第71号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第71号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は、12月11日までに審査を終了する

よう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第72号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算、第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第72号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第72号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号は、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

日程第11、議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算、第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第73号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第73号は、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算、第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第74号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第74号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第74号は、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第13、発委第5号、長与町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。饗庭議会運営委員長。

○5番（饗庭敦子議員）

発委第5号、長与町議会基本条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。長与町議会では、平成25年9月に議会基本条例を制定しました。第7条第2項により住民懇談会を町民の皆様の要請により開催してまいりました。議会基本条例の前文にありますように、町民とともに歩む議会を目指すため、議員には多様な民意の的確な把握と町民の負託に応える活動が求められています。その手段の一つとして、町民の皆様と直接意見交換が行うことができるよう、住民懇談会の制度を設けておりますが、これまでの開催実績は2回のみでありまして、制度の目的を十分に果たしているとは言いがたい現状となっております。このたびの改正、まず第7条第2項につきましては、今後、住民懇談会の機会を更に広げられますように、町民等から要請があったときは、を、町民等から要請があったときは、または議会が必要と認めるときは、に改め、議会自ら団体等に申し入れを行い、住民懇談会を開催することができるように改正するものであります。次に、第15条第3項の削除につきましては、長与町議会委員会条例の改正により、議会広報広聴常任委員会が設置されたため、所要の改正を行うものでございます。本条例の施行は公布の日といたしております。以上が本議案の内容でございます。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開いたします。

発委第5号、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、発委第5号の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第5号、長与町議会基本条例の一部を改正する条例を、採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開いたします。

次に、日程第14、発委第6号、長与町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。饗庭議会運営委員長。

○5番（饗庭敦子議員）

発委第6号、長与町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。今回の改正は、地方自治法第15条の規定により、施策制定権は普通地方公共団体の長と定められており、第8条中の規則を規程に改正するものがあります。本条例の施行は公布の日といたしております。以上が本議案の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております発委第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、発委第6号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、発委第6号の討論を行います。まず、反対討論はありますか。次に、賛成討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第6号、長与町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決定することご御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員に、長与町吉無田郷、辻田壯太郎氏、長与町高田郷、下条元子氏、長与町三根郷、馬場芳子氏、長与町まなび野、松添高明氏を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。ただいま議長が指名しました、辻田壮太郎氏、下条元子氏、馬場芳子氏、松添高明氏が選挙管理委員に当選されました。次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名いたします。第1順位、長与町嬉里郷、境ケイ子氏、第2順位、長与町吉無田郷、井手富雄氏、第3順位、長与町吉無田郷、鶴田輝男氏、第4次順位、長与町丸田郷、西出和美氏を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位、境ケイ子氏、第2順位、井手富雄氏、第3順位、鶴田輝男氏、第4順位、西出和美氏の以上の方が順序のとおりに、選挙管理委員補充員に当選されました。

ただいま当選された方には、会議規則第33条第2項の規定によって、文書をもって告知することといたします。これにて、本日の日程は終了します。本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。